

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局	(平成22年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>7 用途廃止 (2) 共有墓地</p> <p>行政財産は、行政目的を遂行するための物的手段で、直接公の目的に供し、または供することを決定した財産であるから、市が共有墓地を行政財産と扱っていることの適否が問題となる。</p> <p>この点につき、和解協定によれば、共有墓地は当該寺院の管理下にあり、市の公有財産である共有持分に対して実質的に市の関与できる状況にはない。市の説明によると、和解協定後の市の関与は、管理寺院からの市の持分取得申出への対応のみとのことからすると、市は共有持分財産を有しているだけと捉えるのが適当である。</p> <p>よって、和解協定に伴い、当該墓地所有による行政目的は喪失したものと認められ、行政財産としているのは不適切である。</p>	<p>平成24年2月に、行政財産としていた共有墓地を、用途廃止して普通財産に変更した。</p>	